

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下、「本会」という）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、「本事業」という）は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の身心の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

3 事業の運営に当たっては、利用者の所在する市町および地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

4 上記の他「彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例」（平成30年3月23日条例第2号）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

(2) 所在地 滋賀県彦根市平田町670番地

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所（以下「本所」という）に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする

(1) 管理者 1名 : 居宅介護支援事業所に従事する常勤職員

(管理者の職務)

管理者は、所属職員を指導監督し、利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等、適切な事業が行われるよう統括する。

(2) 介護支援専門員 1名以上

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、利用者からの相談に応じ、利用者がその心身の状況や置かれている環境等に適した居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

(3) 補助職員 : 事業所の運営管理に関する事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に定めるところによる。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前は8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間外は、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法および内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法および内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：利用者宅、本所の相談室

(2) 使用する課題分析表の種類：MDS-HC方式

(3) サービス担当者会議の開催場所：利用者宅、本所の会議室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：原則として1ヶ月に1回以上とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握および連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はない。

2 第8条に規定する通常の事業の実施地域以外の場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、通常の事業実施地域を越えた地点を起点とし、次の額を徴収する。

(1) 片道5km未満 1,000円(往復料金)

(2) 片道5km～10km未満 2,000円(往復料金)

(3) 片道10km以上については、1km増すごとに200円(往復料金)を加算する。

この場合において、1km未満の端数を生じた時は、その端数を1kmとみなすものとする。

(4) タクシーを利用した場合は実費負担

3 前項に規定する費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、彦根市とする。ただし、厚生労働大臣が定める中山間地域を除く。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第10条 自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者およびその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所およびその従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約において交わすものとする。

3 事業所は、利用者およびその家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

(災害発生時の対応)

第13条 事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の居宅介護支援事業所との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

第15条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が別に定める。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。